修正版 資料２

# 松江市第４次男女共同参画計画　具体的施策（案）

事前配布資料からの修正箇所
新規の施策項目
拡充した施策項目

## ■基本目標1　男女共同参画意識が浸透した社会の実現

基本施策1　男女共同参画への関心と理解を深める啓発活動の推進

〇社会全体のあらゆる場における固定的な性別による役割分担意識の解消に向けた、きめ細やかな啓発活動を進めます。

〇市職員を対象とした男女共同参画の意識づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 1 | 各種セミナーや出前講座による啓発 | 男女共同参画センター |
| 2 | 複合的なメディア（広報誌、ホームページ、SNS 等）による情報発信 | 男女共同参画センター<br>人権男女共同参画課<br>広報課 |
| 3 | 「松江市男女共同参画週間」を中心とした啓発の強化 | 男女共同参画センター<br>人権男女共同参画課 |
| 4 | 松江市男女共同参画計画進捗状況の公表 | 人権男女共同参画課 |
| 5 | 市民意識調査の実施 | 人権男女共同参画課 |
| 6 | 市職員を対象とした各種研修の開催 | 人事課<br>人権男女共同参画課 |
| 7 | 市職員向けの手引書を用いた意識啓発 | 人権男女共同参画課 |
| 8 | 国際的な取り組みについての情報発信 | 人権男女共同参画課<br>男女共同参画センター |

基本施策2　ジェンダー平等・多様な生き方の選択に関する理解促進

〇性別にかかわらず、だれもが等しく権利や機会を持ち、自分らしく生きられるよう教育・啓発を進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 9 | 性別にとらわれない進路選択や日常的なふるまいを身につけられるよう、児童・生徒の発達段階に応じた教育・指導の実施 | 学校教育課 |
| 10 | 教職員を対象とした研修の実施 | 人権男女共同参画課<br>こども政策課 |
| 11 | PTA・学校運営協議会における女性参画推進による多様な価値観の反映 | 学校教育課<br>生涯学習課 |
| 12 | 市民を対象とした各種講座やセミナーの実施 | 男女共同参画センター<br>人権男女共同参画課 |

基本施策3　無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消【新規】

〇無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気づきや解消に向けた教育・啓発を進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 13 | 各種セミナーや出前講座による啓発（番号１再掲） | 男女共同参画センター |
| 14 | 複合的なメディア（広報誌、ホームページ、SNS 等）による情報発信（番号２再掲） | 男女共同参画センター<br>人権男女共同参画課<br>広報課 |
| 15 | 教職員等を対象とした研修と教材による啓発 | 人権男女共同参画課 |
| 16 | 市職員向けの手引書を用いた意識啓発（番号７再掲） | 人権男女共同参画課 |

## ■基本目標2　性別にかかわりなくあらゆる分野で活躍できる社会の実現

### 基本施策1　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進

〇審議会などへの女性の積極的な登用により、政策・方針決定過程において男女双方の意見が反映される体制づくりを進めます。

〇市役所内における性別にとらわれない人事とともに、女性職員の管理職への登用を進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 17 | 審議会等への女性の積極的な参画の促進 | 人権男女共同参画課 |
| 18 | 女性のいない審議会等の解消 | 人権男女共同参画課<br>組織戦略課 |
| 19 | 「松江市審議会等における女性の登用率向上のためのガイドライン」の整備及び運用 | 人権男女共同参画課 |
| 20 | 「まつえ男女共同参画人材リスト」の登用・活用促進 | 人権男女共同参画課 |
| 21 | 市が出資または委託する団体を対象とした男女共同参画に関する意識づけ | 人権男女共同参画課 |
| 22 | 女性市職員の役職者への登用の推進 | 人事課 |

### 基本施策2　地域活動における男女共同参画の推進

〇地域で活動する団体などの男女共同参画の視点に立った意識づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 23 | 各種セミナーや出前講座による啓発 | 男女共同参画センター |
| 24 | 島根県男女共同参画促進サポーターと連携し各地域の実情に応じた啓発活動の実施 | 男女共同参画センター |
| 25 | 公民館運営組織への女性の参画促進 | 生涯学習課 |
| 26 | 公民館事業における男女共同参画の取り組み促進 | 生涯学習課 |
| 27 | 町内会・自治会役員への女性の参画促進 | 市民生活相談課 |

### 基本施策3　男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進

〇災害時における男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災体制づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 28 | 出前講座による啓発 | 男女共同参画センター<br>防災危機管理課 |
| 29 | 松江市防災会議や避難所運営委員会への女性委員の登用促進 | 防災危機管理課 |
| 30 | 自主防災組織への女性の参画促進 | 防災危機管理課 |
| 31 | 女性消防団員の育成 | 消防総務課 |
| 32 | 女性防火・防災クラブの育成 | 消防本部予防課 |
| 33 | 防災備蓄物資の整備 | 防災危機管理課 |
| 34 | 性別や年齢、国籍、障がいのある市民に配慮した避難所の設置と運営 | 防災危機管理課 |

### 基本施策4　多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

〇企業や団体におけるワーク・ライフ・バランスへの意識づくりを進め、だれもが働き続けたいと思える職場環境づくりを支援します。

〇市役所内における働きやすい職場環境づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 35 | 働き方改革推進月間の設定及び市民向け啓発強化 | 人権男女共同参画課<br>男女共同参画センター |
| 36 | 企業や団体を対象とした働きやすい職場づくりの課題の調査、研究 | 人権男女共同参画課 |
| 37 | まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークへの加入促進 | 人権男女共同参画課<br>定住企業立地推進課<br>商工企画課<br>ものづくり産業支援センター |
| 38 | まつえワーク・ライフ・バランス推進ネットワークの活動を通じたワーク・ライフ・バランス推進の機運醸成 | 人権男女共同参画課 |
| 39 | ワーク・ライフ・バランス推進に積極的に取り組む企業・団体を PR | 人権男女共同参画課 |
| 40 | 市職員の年次有給休暇の取得促進 | 人事課 |
| 41 | 市職員の時間外勤務の縮減 | 人事課 |

### 基本施策5　働く場における女性の活躍推進

〇女性の就業機会の充実を図るとともに、活躍の場を拡充します。

〇企業や団体における女性活躍推進に向けた職場環境づくりを支援します。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 42 | 企業・団体における取組事例の情報発信 | 男女共同参画センター<br>人権男女共同参画課 |
| 43 | 女性活躍推進に係るセミナーの実施【新規】 | 人権男女共同参画課 |
| 44 | 再就職準備セミナーの実施 | 男女共同参画センター |
| 45 | 企業誘致の推進による新たな雇用の場の拡大 | 定住企業立地推進課 |
| 46 | 起業や新規事業開発への支援【新規】 | 新産業創造課 |
| 47 | 農・漁業分野における意欲的に活動できる環境づくり | 農政課<br>農業委員会<br>水産振興課 |
| 48 | 「家族経営協定」の締結促進による女性農業従事者の地位向上 | 農政課 |
| 49 | 市の入札参加資格申請における男女共同参画に関する雇用促進の奨励 | 契約検査課 |

基本施策6　多様なライフスタイルに対応した仕事と子育て・介護の両立支援

〇仕事をしながら安心して子育てや介護ができる環境づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 50 | 仕事と子育て・介護の両立支援を目的とした教室や講座の実施 | 人権男女共同参画課<br>男女共同参画センター |
| 51 | 保育・児童施設の整備 | こども政策課 |
| 52 | 保育・児童施設における待機児童の解消 | こども政策課<br>生涯学習課 |
| 53 | 多様なニーズに対応できる子育て支援 | 保育所幼稚園課<br>こども家庭支援課<br>生涯学習課 |
| 54 | 子育て支援センターや児童館事業の充実と周知 | 保育所幼稚園課<br>こども家庭支援課 |
| 55 | 子育てに関するサポート事業の充実 | こども家庭支援課 |
| 56 | ひとり親家庭における子育てに関する支援 | 子育て給付課 |
| 57 | 介護サービス等の情報提供と利用促進**【拡充】** | 介護保険課 |
| 58 | 市の入札参加資格申請における仕事と子育て・介護の両立に向けた職場環境整備の促進 | 契約検査課 |

基本施策7　共働き・共育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進

〇男女がともに育児や家庭生活に参画する意識づくりを進めます。

〇市役所内における男性職員が育児や家庭生活に参画しやすい環境づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 59 | 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない意識を身につけるための教育・啓発 | 男女共同参画センター<br>学校教育課 |
| 60 | 仕事と子育ての両立支援を目的とした教室や講座の実施（番号 50 再掲） | 人権男女共同参画課<br>男女共同参画センター |
| 61 | 男性講座の開催 | 男女共同参画センター |
| 62 | 男性の育児休業等の取得促進への環境づくり支援 | 人権男女共同参画課 |
| 63 | 男性市職員が育児や介護に関する休暇を取りやすい職場環境の整備 | 人事課 |

## ■基本目標3　あらゆる暴力の根絶と安心・安全な暮らしの実現

### 基本施策1　ジェンダーに基づく暴力に関する教育・啓発の充実

〇ジェンダーに基づく暴力に関する正しい知識の普及と根絶にむけた意識啓発を進めます。

〇市職員に向けた意識啓発を進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 64 | 予防のための教育・講座の実施 | 男女共同参画センター<br>皆美が丘女子高<br>学校教育課 |
| 65 | 各種広報媒体を活用した意識啓発 | 男女共同参画センター |
| 66 | 女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発の強化 | 男女共同参画センター |
| 67 | 外国人や障がいのある市民を対象とした多言語や点字によるリーフレット等を活用した情報提供や啓発 | 国際観光課<br>障がい者福祉課 |
| 68 | 市職員を対象としたハラスメント研修の実施 | 人事課 |

### 基本施策2　DV 被害者・困難な問題を抱える女性の相談体制の充実

〇DV 被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談できる環境づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 69 | DV 被害者・困難な問題を抱える女性に関する女性相談支援員による相談窓口の設置【拡充】 | 家庭相談課<br>男女共同参画センター |
| 70 | DV 被害者・困難な問題を抱える女性に関する女性弁護士、女性公認心理士による相談・カウンセリングの実施【拡充】 | 男女共同参画センター |
| 71 | DV に関するワンストップ窓口の設置 | 家庭相談課 |
| 72 | 保育施設や学校等における DV 被害にあったこどもの早期発見と速やかな連携 | 生徒指導推進室<br>こども政策課<br>こども家庭支援課 |
| 73 | DV 被害者の市役所内における情報管理の徹底 | 市民課 |
| 74 | 市役所内における DV 被害者支援対応マニュアルの作成・整備と研修 | 家庭相談課 |
| 75 | 女性相談支援員の資質向上と二次受傷の予防 | 家庭相談課<br>人権男女共同参画課 |
| 76 | 相談窓口に関する情報の周知 | 家庭相談課<br>男女共同参画センター |

### 基本施策3　DV 被害者・困難な問題を抱える女性の支援・自立支援

〇DV 被害者や困難な問題を抱える女性の自立に向け、一人ひとりに寄り添った支援を行います。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 77 | 各種法制度を活用した、DV 被害者に寄り添った支援 | 住宅政策課<br>市民課<br>学校教育課<br>生涯学習課 |
| 78 | DV 被害者・困難な問題を抱える女性に関する相談内容に応じ、関係機関と連携した適切な支援の実施【拡充】 | 生活福祉課<br>家庭相談課<br>子育て給付課 |
| 79 | DV 防止法及び困難女性支援法に係る支援調整会議の設置【新規】 | 家庭相談課 |
| 80 | 関係機関との情報共有・連携強化 | 男女共同参画センター |

### 基本施策4　誰もが安心して暮らすことのできる環境整備

〇さまざまな困難を抱えるすべての市民が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 81 | 関係機関との連携による、生活困窮者への包括的な支援の実施 | 生活福祉課 |
| 82 | 外国人や障がいのある市民を対象とした情報提供や相談窓口の設置 | 国際観光課<br>障がい者福祉課<br>家庭相談課 |
| 83 | ひとり親家庭を対象とした支援制度等の情報提供や相談窓口の設置 | 子育て給付課 |
| 84 | 高齢者を対象とした支援制度等の情報提供や相談窓口の設置【新規】 | 介護保険課 |
| 85 | 多様な性への理解促進と相談窓口の周知【新規】 | 人権男女共同参画課 |
| 86 | 暮らしのなかで起こる諸問題に関する相談窓口の設置 | 消費・生活相談室<br>家庭相談課 |

### 基本施策5　ライフステージに応じた健康支援

〇自らの健康を適切に管理し保持・増進していくための意識づくり、知識向上の機会の提供や支援を行います。

| 番号 | 具体的施策 | 担当課 |
|---|---|---|
| 87 | 発達段階に応じた学校における保健教育と性教育の実施 | 学校教育課 |
| 88 | 生活習慣病やたばこによる健康阻害、エイズに関する情報発信 | 健康推進課<br>保健衛生課<br>皆美が丘女子高 |
| 89 | 不妊治療に関する経済的な支援【新規】 | 子育て給付課 |
| 90 | 妊産婦を対象とした、妊娠期から子育て期までのきめ細やかな支援 | 健康推進課<br>こども家庭支援課 |
| 91 | 性差に応じた各種がん検診の充実 | 健康推進課 |
| 92 | 各種健康教室、健康相談の実施 | 健康推進課 |
| 93 | 自死予防に関する啓発、相談窓口の設置 | 健康推進課 |